

【目次】

・(株)テイクアンドギフ・
ニーズに対する差止訴
訟の経過

……1 ページ

・セミナーに参加して

……2 ページ

・セミナー報告(登別、
滝川)

……3 ページ

・セミナーのご案内
・編集後記

……4 ページ

**(株) テイクアンド
ギフ・ニーズ
に対する
差止訴訟の経過**



全国各地で「〇〇迎賓館」などの名称で結婚式場を展開している株式会社テイクアンドギフ・ニーズ(TG社)に対し、ホクネットは、キャンセル料規定の使用差し止め請求訴訟を起こしています。

ホクネットは、キャンセル料が高額であったり発生始期を設けていない幾つかの結婚式場業者に対して、その改善を求めてきました。

これは、消費者契約法がキャンセルによって業者が被る平均的損害以上のキャンセル料を取ってはならないと規定していることを受けてのことです。

これに対し、多くの業者は一定の改善を行いました。TG社はホクネットの申し入れに対応しなかったため、差し止め請求訴訟に踏み切ったものです。

訴訟提起後、TG社はキャンセル料規定を見直し、ほぼ同業他社程度にキャンセル料水準を引き下げました。

しかし、キャンセルの時期が1年以上前であってもキャンセル料10万円を取るという点については、一度契約した以上はTG社がその日の挙式で利益を得る期待は法的に保護されるべきであって、別のカップルに販売できるとは限らない以上、その日の売上がなくなる損害が発生する可能性はあり、それをカバーするため10万円のキャンセル料を取るのには問題ないと主張して譲りません。

これに対し、ホクネットでは、多くの人が予約する時期より前のキャンセルであれば別のカップルに販売できない可能性は低いし、まだ多くの人が予約していないような遠い時期の予約によって別のカップルの予約が妨げられた可能性も低い、そのような遠い時期のキャンセルによってTG社に損害が生じるとは考えがたく、法的に保護される対象ではないなどと反論しています。

TG社の契約データの分析結果などに基づくホクネットの主張は、雰囲気的には裁判官の理解を得られてきているような印象です。

本訴訟で一定の成果を得られるよう、ホクネット弁護団は今後も努力を続けていきます。

竹之内 洋人
(弁護士、ホクネット理事、検討委員長)

寄付金合計額

ご協力ありがとうございます

1384,937 円

H27.4～H27.12

セミナーに参加して

～金銭貸借とその債権は民法改正によってどう変わるのか～

今回は改正民法による金銭貸借と債権への影響をテーマとした事業者向けのセミナーに参加しました。

特に保証は、改正法案の内容が「個人保証と法人保証」、「貸金債務とそれ以外の債務」と細かく規定が分かれており、公正証書の作成や委託による保証人への情報提供義務など新たなルールが設けられるとこのことで難しい分野でしたが、瀬川先生から制度の趣旨や背景、事例を交えて、わかりやすく解説していただきました。

次いで法定利率の改正については、5%から3%になることに加え、3年ごとの変動制が導入されることの説明がありました。また、これに伴って、中間利息控除を用いて計算する将来損害の賠償額への影響について解説があり、参加者からは驚きの声も聞こえてきました。

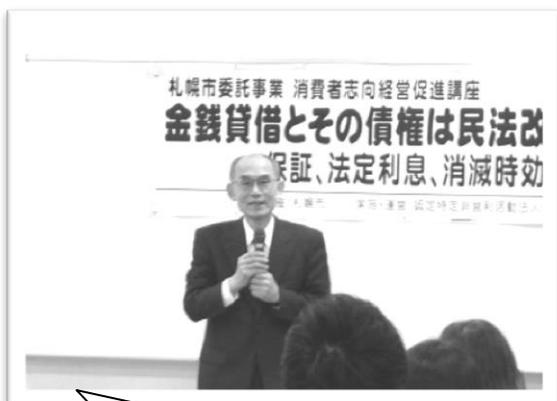
債権譲渡と消滅時効の説明の後に行われた参加者との質疑応答では、実際の事業を行う上で、保証人への情報提供の実施方法や遅延損害金の約定利率の設定についてどのような影響があるかといった観点での質問があり、事業者にとってはこの民法改正が実務に直結する切実な問題であることが改めて感じられました。

また、瀬川先生もおっしゃっていたことですが、改正民法が各分野にどのような影響を与えるかは、様々な立場で検討していくことが重要だと感じました。

最後に先生が、債権譲渡の改正点の将来債権の譲渡の例として、医師が将来得られるであろう診療報酬債権を譲渡することで、新たな医療設備を導入するといったケースもあることを紹介されました。

このように、一見普段の生活には関わりがなさそうな制度であっても、実は私たちの暮らしの基盤を支えている重要なルール、それが民法であるということを改めて認識し、しっかり理解していくことが大切だと感じたセミナーでした。

記 手塚 拓郎



講師は早稲田大学法務研究科教授でホクネットの前理事長である瀬川信久氏



参加者の皆さんからは「難しい内容ではあったが改正点などがコンパクトにまとめてあったり、解りやすく説明して頂けて良かった」等の感想がありました。

セミナー報告

北海道消費者行政推進事業の一環として各地でセミナーを開催しています。登別、滝川の様子を報告いたします。

マイナンバーのしくみとその影響

登別市セミナー（登別市民会館にて開催）

去る、10月23日（金）に登別市民会館において、年金や医療、税などの個人情報を一元管理する「マイナンバー制度」についての講演会を消費者支援ネット北海道が主催し、登別消費者協会が協賛して開催しました。

今、消費者の利便性は別として、多様な行政サービスに活用することを主とした「マイナンバー制度」は個人情報流失するなどの心配があり、日常生活に大きな影響を及ぼしているのが実態であります。

講演では、特に、情報流失とマイナンバーの民間利用により、氏名や住所などの基本情報に、銀行の口座番号や奨学金の支払い状況などが次々に「ひも付き」になってプライバシーが侵害される恐れがあり、想定外の問題が起きると警鐘をならすとともに、行政側の厳格なルール作りと順守、個人の自衛策が必要であるとの指摘がありました

会場には、高齢者を中心に約100名の方々が集まり、お話しの内容も分かりやすく聞きやすかったとの感想が寄せられ、大変関心の高い催しでありました。

このたびの講演会に参加された方で、町内会の役員の方は「大変参考になったので、会員や老人クラブの方々にお話をしたい」と喜んでいました。

又、市民の方も「不安でいたが、このお話を聞いて安心した」との事でした。

これを契機に、更にきめ細かな情報を消費者に提供していく必要性を再認識しました。

登別消費者協会 会長 垣内 登紀子



講師の上机美穂氏



熱心に聞き入る参加者の皆さん

詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、いろいろな詐欺

滝川市セミナー（滝川市役所にて開催）

《詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、いろいろな詐欺》と題して、弁護士（消費者支援ネット北海道理事）竹之内洋人様から、最近の詐欺被害の状況～詐欺のパターン～どうしてだまされるのか等々資料を使ってわかりやすくお話をいただきました。

中でも、確証バイアス（被害者の騙されたと思いたくない、また、自分の過ちを認めたくないという心理を利用する）希少性（始めは小さく、だんだん多額に）という手口は特に関心がありました。

これほど毎日のようにマスコミ等で被害が取りざたされているにもかかわらず、同じような手口で騙されている現実を重視し、「事前に食い止める手立てを講じなければ何の意味もない」という市民の声を謙虚に受け止め、今後年末を控え、ますます激しさを増してくるであろう詐欺集団への防止策を具体的に打ち出し、啓発活動に生かしていかなければならないと痛感したセミナーでした。

ホクネットのますますの活躍に期待しています。

滝川消費者協会副会長 中口 由美子



講師の竹之内洋人氏



セミナーのご案内

皆様のご参加をお待ちしています。(申込方法など詳細はホクネットホームページをご覧ください。)

(北海道消費者行政推進事業)

・・・ 税と社会保障 ・・・

日 時	平成 28 年 1 月 20 日 (水) 10:00~12:00
場 所	美唄ホテルスエヒロ
講 師	向田 直範 氏 (弁護士・ホクネット理事長)
講 師	山寺 正哉 氏 (社会保険労務士・ホクネット検討グループ員)



(札幌市委託事業消費者志向経営促進セミナー)



・・・ 各種契約について ・・・

～不動産・商品の売買、請負契約、建物賃貸借の トラブル解決基準はどうなるのか？

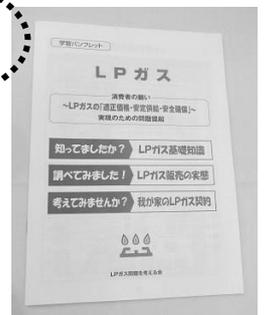
日 時	平成 28 年 1 月 25 日 (月) 13:30~15:30
場 所	札幌エルプラザ 4階中研修室
講 師	谷本 陽一 氏 (北海学園大学法学部准教授)

LPガス問題を考える会は「学習パンフレット・LPガス」=写真=を作成しました。

消費者の願いであるLPガスの適正価格・安定供給・安全確保を実現、維持する活動の参考資料とするもので、A4判、15ページの色刷りです。

パンフには、LPガスの流通、価格構成と料金システム、設備の所有関係などのほか、今年春に考える会が行った実態調査、全国LPガス協会の示す「販売指針」などが盛り込まれています。ホクネット会員の希望者には無料で送付しますので、ご連絡ください。

**パンフレット
出来ました！**



/// 編集後記 ///

12月なのに今日は雨が降っています。この冬は暖冬なのでしょうか。そのうちいつもどおりに大雪がやってくるのかもしれない。油断大敵。

そんな天気の中、「中国からの汚染物質(PM2.5)が北海道に到着します」という予報が出され、マスクを用意しなければいけないの？といったことなど心配ごとが生まれました。

環境問題は地球規模で考えなければと痛感しています。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道(愛称:ホクネット)

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F
TEL: 011-221-5884
FAX: 011-221-5887
E-MAIL Info_hokkaido@hocnet1222.jp
URL http://www.e-hocnet.info/



*次号のニュースレター発行は平成28年1月31日を予定しています。